

平成24年度第14回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年11月6日（火）午後2時5分～午後5時50分		
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室		
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、環境生活部参事		
審議事項			
1	共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について		<環境生活部>
2	伊勢市市税条例において、固定資産税（償却資産）に係る課税標準の特例割合を4分の3と規定することについて		<総務部>
3	自転車等の放置防止について		<都市整備部>
4	津波避難施設の整備事業について		<総務部>
5	伊勢市やすらぎ公園プールの今後の方針について		<産業観光部>
6	伊勢市駅舎東側用地の活用について		<産業観光部>

1 共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について<環境生活部>

概要

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市内の共同汚水処理施設の修繕工事費用の一部を補助する提案がなされ、補助制度として創設するかどうかについて、審議を行った。

主な内容は、以下のとおりである。

- ◆対象施設：水質汚濁防止法に基づく指定地区特定施設である201人槽以上の住居用の浄化槽で、住民組織が管理運営している施設。現時点での対象施設数は、8箇所。
- ◆国交付金：501人槽以上の浄化槽であれば、地域再生基盤強化交付金（補助率1/3）の対象となる。
- ◆要望及び伊勢市案の補助内容

	交付対象事業費の下限	補助金の限度額	補助割合
要望	1件当たり50万円以上	300万円	1/2
市案	1件当たり30万円以上	300万円	1/3

結論

補助制度については、5年を限度とし、市案のとおり創設することと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 平等性の観点から、合併浄化槽設置に対する補助制度などを勘案すると、補助制度を創設することについては理解できる。
- ・ 交付対象事業費の下限を要望額よりも引き下げるのは、なぜか？
⇒ 小さな施設においても、活用可能な補助制度とする意図である。津市も同額である。
- ・ 同組織が毎年度、補助対象となる点については、心配である。
- ・ 県内において、津市以外の市町が補助制度を創設していないのは、毎年度の負担が継続することを懸念していると推測する。
- ・ 国交付金を活用し、市が補助制度を創設することを考慮し、国交付金の対象年度である平成26年度を限度とする時限的な補助制度とできないか？
⇒ 可能ではあるが、国交付金に合わせると、期間が短くなるという懸念がある。
- ・ 補助対象とするのは、数年に一度必要となる大規模修繕であるならば、期限を設けても補助制度の活用は可能であると考える。

資料

付議事項書

2 伊勢市市税条例において、固定資産税（償却資産）に係る課税標準の特例割合を4分の3と規定することについて <総務部>

概要

平成24年度の地方税法の改正により、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合が、法で定める範囲内で地方公共団体の条例において規定できるようになった（地域決定型地方税制特例措置）。このことを受け、伊勢市が定める特例割合について、審議を行なった。

主な内容は、以下のとおりである。

◆法で定める範囲

『4分の3を参酌し、3分の2以上、6分の5以下。』

◆対象施設

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得した資産で、平成25年度以降の課税分。（平成24年度課税においては、対象施設1件）

◆特例割合の考え方

特例割合を増減させる特段の事情がないと判断し、4分の3と規定する。

結論 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を4分の3と規定する。

主な意見・補足等

- ・下水道除害施設とは、下水道の機能を妨げたり、損傷の恐れのある下水を継続して排出するとき、排除基準内に収まるよう処理を行なう施設。具体的には、ph調整槽、加圧油状分離装置等。

資料 付議事項書

3 自転車等の放置防止について <都市整備部>

概要

市の玄関口である宇治山田駅周辺において、放置される自転車が跡を絶たない。そのため、駅前の美観はもとより、道路交通の安全確保を図り、自転車等駐車場の適正な管理を行うことを目的とし、現状において不足する自転車等駐車場の用地を新たに確保することについて審議を行った。

主な内容は、以下のとおりである。

◆土地の取得方法

公募による

◆主な募集条件

①希望位置

宇治山田駅を中心に概ね300メートルの範囲

②広さ

約200～1000平方メートル程度のまとまった一団の土地（筆数は複数でも可）

③土地形状

自転車及び原動機付自転車が駐車できる形状

④買収価格

不動産鑑定評価に基づき算出した価格を限度とする。（実測量面積での評価）

⑤その他

- ・更地状態であること（家屋等は取り壊した後の価格）
- ・土地境界が確定していること
- ・自転車が通行できる道路に面した土地であることなど

結論

継続協議とする。

主な意見・補足等

- ・用地取得については、市がすべてを負担する必要があるのか？
⇒駐輪場の確保は、市の役割であると理解している。法律上、「地方公共団体又は道路管理者から鉄道用地の提供について申入れがあつたときは、鉄道事業者は、その事業との調整に努め、当該鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない」と規定されている。
- ・買収という選択肢だけでなく、借地という選択肢も検証するべき。
- ・人口減少が進行し、各施設の利用者数が大きく減少する傾向を考慮し、不動産を所有するリスクについては、十分に議論が必要。

- ・借地の場合、一定期間後、契約更新ができないケースが想定され、利用者に対する大きな影響が懸念される。
- ・公募を行い、複数の応募が合った場合の選定の基準が必要である。
- ・放置自転車対策を目的とする条例を制定する以上、駐輪場の確保が必要となるが、宇治山田駅以外の、駅周辺の駐輪場の容量は十分か？
⇒大丈夫であると認識している。

資料 付議事項書

4 津波避難施設の整備事業について<総務部>

概要

津波避難施設の整備については、平成24年10月9日開催の経営戦略会議において、基本的な方針について、決定された。その方針に沿って、整備地域、建築条件及び平成25年度の事業計画について、審議を行なった。

主な内容は、以下のとおりである。

◆整備地域（7箇所）

大湊町、有滝町、一色町、馬瀬町、二見町西、磯町、村松町

◆整備年度

平成25年度：大湊町

平成26年度以降：有滝町、一色町、馬瀬町、二見町西、磯町、村松町

◆主な建築条件

①津波浸水予測深の判定

三重県が平成24年3月に公表した津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合）の浸水標高に同データの地盤沈下高を考慮したものを浸水深とする。

②せき上げ高の検討

津波防災地域づくりに関する法律（第53条第2項）に規定される津波災害警戒区域における基準水位より高い位置が避難スペースとなることを条件。

③設計高の検討

想定がレベル1（M=8.7）の場合、1階層を3.5mとし、2階層高い位置に避難スペースを確保する。また、想定がレベル2（M=9.0）の場合、1階層を3.5mとし、1.5階高い位置に避難スペースを確保する。

※実際の設計時には、標高を用いて設計する必要がある。

④規模

基本方針に基づき、整備地域の避難困難者が全て避難できる施設規模とする。また、収容人数については、3人/㎡とし、その積載荷重を持つ施設を整備する。

結論

津波避難施設の一人あたりの面積は2人/㎡の規模で整備することと決定した。その他の点については、提案どおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・収容人員を3人/㎡とする根拠は？また、何時間程度の避難時間を想定しているのか？

- ⇒ 6時間程度の避難を想定している。コスト面から過大な施設とならないよう、
立って1,500人が避難できる規模を考えた。
- ・ 車椅子ごと避難スペースへ上げることが考えられるので、3人/m²では狭いと考える。
 - ・ 津波避難施設には照明を設置する必要がある。
 - ・ 津波避難施設建設の指針は無いのか
⇒ 三重県では作成していない。
 - ・ 大湊小学校は堤防の真横の立地条件となっているが避難先として適当か
⇒ 学校が避難先となることへの理解は、地元からは得ている
 - ・ 現状施設の避難先に余裕高の考えはあるか
⇒ 避難所の見直しの中では、浸水深以上の階を避難先として有効としており、余裕高の観点は取り入れていない。新たに整備する津波避難施設には適用する。
 - ・ 一色町は一色大橋を渡って避難をすることになると思うが、車椅子の場合、避難できるのか？
⇒ 耐震診断が行われていないため、診断、改修を県に要望していく。
 - ・ 用地が確保できない場合には2箇所分散して建設する事も検討が必要
 - ・ 避難所にランク付けをし、時間に余裕があればランクの高い避難所を目指していただくよう周知する。
 - ・ 新たに安全度の高い施設を整備すると避難者が集中することも想定されるので、収容人員に余裕が必要である。
 - ・ 強度について、津波による流木・障害物等を踏まえた上で、考慮されているか？
⇒ 検討します。
 - ・ 小中学校の統廃合との調整は？
⇒ 沿岸地域においては、タワーを建設するまでの間は、建物を残しておく。
 - ・ 津波避難施設へ避難するまでの動線を確保することが重要であり、避難路におけるブロック塀などの撤去を促進させる事業が必要である。

資料 付議事項書

5 伊勢市やすらぎ公園プールの今後の方針について<産業観光部>

概要

庁内検討会議で検討してきた「本市における市民プールの位置づけ、考え方」の結論及び平成25年度における対応について、審議を行なった。

主な内容については、以下のとおりである。

◆本市における市民プールの位置づけ・考え方

「市民プールとは、その設置目的に関わらず、市民の皆様が様々なニーズに応じて活用するものであり、今後もそのニーズの多様性には変化はない。」

◆平成 25 年度の対応

現在、「健康の増進」「体力の向上」「親子のふれあい」などの様々な目的を持って利用をいただいているという状況から、引き続き、設置する。

◆平成 25 年度開設にあたり必要となる修繕について

流水プールのモーター・ポンプ類について、平成 25 年度の開設前に、最終点検・試運転を行い、その結果に応じ、必要な修繕を実施する。

結論

引き続き、設置することと決定した。

主な意見・補足等

・市民プールであることから、やすらぎ公園プール条例の設置目的等も修正する必要がある。

資料

付議事項書

6 伊勢市駅舎東側用地の活用について <産業観光部>

概要

伊勢市駅舎東側用地については、JR東海より借用し、観光客の手荷物預かりや休憩場所などに活用するための整備を検討していくことと、平成24年8月16日に開催された経営戦略会議において決定した。

観光客の多様なニーズに対応するために必要な整備内容について、審議を行なった。

主な内容は以下のとおりである。

◆予算額

約31,150千円【内訳】工事費：約30,000千円、備品購入費：約1,150千円

◆建築概要

面積：159㎡（1F：89.4㎡、2F：69.6㎡）

規模・構造：地上2階、木造

◆対応するサービス等

- ・手荷物預かり・・・宿泊先や自宅までの配送サービスも行う。
- ・レンタサイクル・・・外宮前観光案内所、宇治山田駅構内案内所等、伊勢市駅を基点に乗り捨てを可能とする。
- ・車椅子貸出し、休憩場所の提供等

◆土地賃借料

1㎡あたり4,600円/年

結論

提案のとおり進めることと決定した。ただし、施設の位置づけ及び運営形態（運営者との契約等）については、再検討することと決定した。

主な意見・補足等

- ・建物を公の施設とするのかどうかについての整理が必要である。
- ・公の施設とするならば、利用者に不公平を与えてはいけないようにルールが必要となる。
- ・施設の性質を考えると、公の施設とする必要があるとは思えないが、施設の使用方法によって変わってしまうため、整理が必要である。
- ・手荷物預かりやレンタサイクルで発生する料金の収入方法は、どのように考えているのか？
⇒料金収入制で、観光協会を指定管理者として、管理することも想定しているが、公の施設とするのかどうかを含めて、再検討する。

- ・運営についてであるが、観光協会についても、複数の競合する団体のひとつである、という位置づけが、今後は必要であると考えます。
- ・ベビーカーの配置もあったほうが良い。

資料 付議事項書